

第34期目録委員会記録 No.5

第5回委員会

日時：2013年9月14日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、鴫田、平田、古川、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 特例社団法人日本図書館協会 謝金支給規程（案）（2ページ-A4、事務局）
2. NCR 作業スケジュールと体制について（3ページ-A4、原井委員長）
3. 第Ⅲ部 ユニット A AAP 総則（2013年度案-1）（2ページ-A4、古川委員）
4. 第Ⅲ部 ユニット B 資料に対する AAP（2013年度案-1）（2ページ-A4、古川委員）
5. 第Ⅲ部 ユニット C 著作に対する AAP（2013年度案-2）（23ページ-A4、古川委員）
6. 第Ⅲ部 ユニット D 表現形に対する AAP（2013年度案-2）（3ページ-A4、古川委員）
7. 第Ⅲ部 ユニット G 行為主体に対する AAP（2013年度案-2）（2ページ-A4、古川委員）
8. RDA 第9章通則的規定の順序の変更について（1ページ-A4、古川委員）
9. 第Ⅲ部 ユニット H 個人に対する AAP（2013年度案-2）（10ページ-A4、古川委員）
10. 第Ⅲ部 ユニット I 家族に対する AAP（2013年度案-2）（4ページ-A4、古川委員）
11. 第Ⅲ部 ユニット J 団体に対する AAP（2013年度案-2）（11ページ-A4、古川委員）
12. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）（29ページ-A4、河野委員）
13. NCR201X年版の表記統一について（2ページ-A4、鴫田委員）
14. 用語表現検討リスト（6ページ-A4、鴫田委員）
15. 第34期目録委員会記録 No.3
16. 第34期目録委員会記録 No.4（案）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
第4回委員会の記録案（資料16）について確認した。
2. 日本図書館協会（JLA）の謝金支給規程
9/6の委員長会議で協議・承認された規程について資料1に基づき報告があった。JLAが公益社団法人へ移行するにあたり、委員会ごとに異なっていた規程を整備したもの。目録委員会関連では、委員が集会で講師を務めても従来から謝金は発生しておらず、今後の日本目録規則（NCR）改訂の検討集会でも同様。新NCRの執筆料は出版委員会の規程に依るため、この謝金規程は適用されない。
3. 国立国会図書館（NDL）との連携について

目録委員会と NDL 連名による『日本目録規則』改訂の基本方針」の内容が 8/22 付で確定した。9/30 に NDL および JLA の Web サイトに「基本方針」とそれぞれの立場からの説明文書を掲示する。

『図書館雑誌』にも文書掲載の予定（何月号かは未定）。

関係諸機関へも NDL から通知する（9 月中の予定だが 10 月以降になる可能性もあり）。

4. バーバラ・ティレット氏の RDA ワークショップ（9/5-6 於 学習院女子大学）

配布資料が内容を見直した上で公刊される予定のため、参照されたい。

[検討事項]

1. NCR 改訂の作業スケジュールと体制について（資料 2）

委員長より資料にもとづき標記の提案があり、確認、意見交換を行った。

- ・ NDL からの目録委員を 1 名増員する。（早ければ 10 月からの予定）
- ・ NDL の目録委員は、委員会と NDL 間での案の受け渡し、双方への報告・説明、それに対する意見の伝達が役割となる。口頭だけでなく記録としても残す。用語集関連資料の維持管理を鴫田委員から引き継ぎ、更新があれば ML に流すこと（毎回の委員会の前には必ず）。
- ・ 検討会は 2015 年度と 2016 年度に 1 度ずつ、計 2 度行うことを目標とする。2016 年の回は、実証実験、試行データの作成などを行った上で開催する。
- ・ 作業分担を見直した。

資料・刊行方式（地図・楽譜・電子資料・博物資料）：鴫田・平田→鴫田

形態事項：本多・村上→渡邊

タイトル・責任表示（下位レベル）：河野・木下→古川

注記：平田→2014 年度に+鴫田

※RDA3 章の表現形・個別資料分を先に。7 章の表現形分は後回し。

- ・ 標準番号および入手に関する事項は、佐藤旧委員がほぼ完成させた状態なので、そのまま NDL の検討へ回す。

2. NCR 改訂について

第Ⅲ部の典拠形アクセス・ポイント（AAP）を先に完成させるため優先的に検討を行うこととなっており、以下の(1)から(9)について、担当委員による説明と意見交換を行った。

(1) ユニット A AAP 総則（資料 3）

- ・ 見出しの「2013 年度案」を「目録委員会原案」とする。
- ・ 章立ての 1.機能、2.種類、3.情報源、4.形はユニット B と合わせている。
- ・ A.7 典拠レコードの対象として「著作名」の後に「表現形名」も追加する。

(2) ユニット B 資料に対する AAP（資料 4）

- ・ B.8.3 「資料と主題の関連」では、著作のみ主題と関連づける。JSC では表現形と主題の

関連もあるのではないかという議論が一部見られるが、現段階では著作と主題のみとしておく。

(3) ユニット C 著作に対する AAP (資料 5)

- ・ C.0 はどういう場合に新たな AAP を作成する必要があるかを規定した項である。見出しを「著作の識別に影響を与える変化」としているが、他によい名称があれば提案してほしい。RDA の C.0 に当たる部分は「機能と範囲」で個人・家族・団体・著作に共通の項であるが、内容が乏しいのであまり立てる意味がない。
- ・ C.0.1 で「多巻もの」の意味で「複数巻」という用語の使用を提案している。「～もの」という表現は電子資料なども増えている昨今の状況から好ましくないため。
- ・ C.1.2.1 「活字印刷時代」は RDA が 1500 年を区切りとしていることの意味を汲み取った時代区分である。NCR でも、和書については江戸時代、洋書については 1500 年で区切ることを規定に入れるべきではないか。
- ・ C.1.3.1 「著作の部分」という表現は章や節と誤解される恐れがあるため、「部分著作」または「個別著作」を使用することを提案する。
- ・ C.1.3.2 総合タイトルで、「にぎりえ・たけくらべ」というタイトルのケース、「羅生門 その他」というタイトルのケースなどをどう扱うか検討する。
- ・ C.3 の「識別要素」に相当する用語は RDA にはないが、グルーピングすることが有益と考え採用した。
- ・ C.3 で「形式」など各識別要素には特定の規定がなく、種類を挙げているだけのため、項番を与えなかった。RDA では項番を付しているが、現 NCR 方式に合わせた。
- ・ C.4.1 「作成者」について、具体的な説明が必要ではないか。例えば、編者は含めないこと、RDA と異なり、日本では映画監督を含めることなど。
- ・ C.4.7 の団体が関与する著作の条件を、RDA に比べて緩和した。
- ・ C.4.7 ア) (4) 団体による著作とみなすものについて、団体史・社史も重要であるが、項目としてはここに当たる。「沿革」という表現が適切か。
- ・ C.4.7 ウ) (2) 「探検隊」という表現が現代にそぐわない。「調査団」としてはどうか。
- ・ C.4.7 ク) RDA では団体による著作とみなすカテゴリーの選択肢はクローズになっているが、省庁の刊行する白書などア) からキ) に当てはまらないものがあり、オープンに選択できる項目を設けた。
- ・ C.4.8 ア) 紀要【福井県立若狭歴史民俗資料館】の例から「福井県立」は削除するべきでは。「若狭」によって、識別可能なため。
- ・ C.7.1 イ) (2) RDA では”Description”という項目名だが、「記述」は好ましくないため「論評」とした。しかし、「論評」ではもれるものもあるため、一語で表すことにこだわらず、「批評・解説」などに変更してはどうか。
- ・ C.7.1 イ) (5) NCR の 13.7.3.2B にある逐次刊行物の改題前後誌の情報の定型注記がこれに該当する。なお、同条別法の非定形注記については、これから検討。

- ・ C.8 典拠レコードの項に「どういう関連指示子を使用して、どの AAP に関連付けたか」を盛り込む。
- ・ C.9 法律著作では、英米法に基づく項目が NCR にも必要かどうかということでコメントを多く付している。NDL でも検討していただきたい。
- ・ C.10.4.3 編曲と改作の区別について RDA では改作の要件をあげているが、規定の解釈を各図書館の裁量にまかせるよう、NCR 案では簡略化した。
- ・ C.9-C.10 RDA では法律著作・音楽著作・宗教著作・公式通達が特殊な著作として別扱いとなっているが、NCR 案では、宗教著作・公式通達は一般的な規則で扱い、法律著作・音楽著作に限って RDA に倣ってこの項に含めた。NCR がこのような特殊資料までカバーするのか、従来通り専門組織に委ねるのか、改めて意思決定が必要。洋書も扱うため、日本に資料がないから不要とは、単純には言えない。

(4) ユニット D 表現形に対する AAP (資料 6)

- ・ D.1 エ) RDA の”Selections”に対応して「部分」という用語を使用しているが、Selections は JSC での検討で変更があるかも知れない。
- ・ D.2 表現形の AAP は、関連する著作に対する AAP に表現種別を付加して構成する。さらに必要に応じて付加する識別要素だが、版次の扱いについて要検討。版表示ではないため、案では現物とは異なる「第 1 版」(改題前の初版)「第 2 版」(改題後の増補改訂版)という版次を使用しているが、混乱を招く可能性がある。出版年月の方がよいのではないか。

(5) ユニット G 行為主体に対する AAP (資料 7)

- ・ RDA はユニット G が対応する第 8 章で、「未識別インディケータ」、「使用期間」、「使用範囲」を取り上げているが、これらは個人・家族・団体の全てに共通の要素ではないので、案ではユニット H-J に分散させた。

(6) RDA 第 9 章通則的規定の順序の変更について (資料 8)

- ・ 個人に対する AAP を扱った RDA 第 9 章の通則的規定の順序は、目録作業の過程に合致しないので、ユニット H では入れ替えた。

(7) ユニット H 個人に対する AAP (資料 9)

- ・ H6 表記・読みの項目はより前に移すべきではないか。
- ・ H.4 の例示で、識別要素は、「漢字形(識別要素) || ヨミ」のように漢字形の後ろに記録する。|| の後ろにはヨミのみが入ると考える。識別要素のヨミは記録不要。

(8) ユニット I 家族に対する AAP (資料 10)

- ・ 「顕著な個人」は NCR では不要ではないだろうか。

(9) ユニット J 団体に対する AAP (資料 11)

- ・ J.1.13 外国語の団体は日本語形の名称を標目とするのを本則としているが、和書・洋書の場合、また団体が欧米、中国、韓国の団体である場合など、様々なケースを踏まえて検討が必要である。ちなみに、中国語・韓国語の団体については、現場では原語形を採用していると思われる。また、ロシア語やアラビア語など翻字形を標目とするパターンもある。規定を実態に合わせる必要がある。

以上、(6)を除く(1)から(9)の AAP について、担当委員が意見交換の結果を反映させて修正する。JSC での改訂が関係する部分は状況がわかるようにコメントを付す。また、例示を追加する。

その他の意見があれば 9/29 (日) までに担当委員へ連絡すること。文中への追加が間に合わなければ、末尾に追記する。

(10) 新 NCR での「例示」の扱いについて

例示を規定に含むのか、規定外なのか、総則ではっきり示すこと。

例示について「規定としては書かないが、例示に盛り込めばよい」という判断で進めてきた部分があるため、変更があれば再検討が必要になる。

以 上

次回以降の委員会の予定

10月26日(土)

11月30日(土)

12月21日(土)